

令和 6 年度
高知県アレルギー疾患医療連絡協議会

令和 7 年 1 月 20 日（月） 18:30 から 20:00 まで

ハイブリッド開催

(zoomID 993 7360 5047 パスコード 949711)



会 議 次 第

議 題

- 1 国及び本県におけるアレルギー疾患対策について
- 2 高知県アレルギー疾患医療拠点病院における業務について
- 3 その他

委員名簿

No	氏 名	所 属 / 役 職	出席 方法	備考
1	伊與木 美保	高知県栄養士会 副会長 (高知大学医学部附属病院 入退院支援センター)	会場	
2	岩川 明子	アレルギーをもつ子の親の会 かたつむり 会長	会場	
3	小倉 英郎	高知県小児科医会 副会長 (大西病院 院長)	Web	
4	岩崎 美幸	高知県看護協会 看護師職能理事 (高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 看護局次長)	会場	
5	吉川 清志	高知県医師会 常任理事 (土佐希望の家 医療福祉センター長)	会場	
6	猿田 隆夫	高知県皮膚科医会 会長 (猿田皮膚科診療所長)	Web	副会長
7	小森 正博	高知県耳鼻咽喉科医会 (高知大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 准教授)	Web	
8	福田 憲	高知県眼科医会 (高知大学医学部附属病院 眼科 准教授)	Web	
9	福永 一郎	高知県保健所長会 (須崎保健所長)	会場	
10	町田 久典	国立病院機構高知病院 アレルギー科 医長	会場	
11	村岡 謙行	高知県薬剤師会 常務理事 (くろしお薬局朝倉西店)	会場	
12	前田 義朗	高知県教育委員会事務局 保健体育課 課長	会場	
13	中井 浩三	高知大学医学部附属病院 皮膚科 教授	会場	
14	松尾 まゆら	須崎市健康推進課	会場	
事務局	嶋津 貴久	高知大学医学部・病院事務部 医事課 課長補佐	Web	
	川内 敦文	高知県健康政策部 健康対策課 課長	会場	
	松岡 智加	高知県健康政策部 健康対策課 課長補佐	会場	
	吉松 恵	高知県健康政策部 健康対策課 チーフ	会場	
	高橋 咲季	高知県健康政策部 健康対策課 主査	会場	

高知県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため、高知県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) アレルギー疾患対策に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備並びに人材育成等に関すること。
- (3) その他、アレルギー疾患対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。協議会の委員は、別表1に掲げるアレルギー疾患の診療を行う医療機関、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する医療従事者、保健医療関係者、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、並びに行政担当者のうちから知事が委嘱する。

- 2 会長1名及び副会長1名は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の関係者の出席または協力を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合には、その代理者を会議に出席させることができる。その代理者には、議決権を認めるものとする。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員及び事務に従事する者または当該者であった者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要項で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附則

この要綱は、平成31年2月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

高知大学医学部附属病院
国立病院機構高知病院
高知県医師会
高知県小児科医会
高知県皮膚科医会
高知県眼科医会
高知県耳鼻咽喉科医会
高知県看護協会
高知県薬剤師会
高知県栄養士会
市町村
高知県教育委員会
高知県保健所長会
患者会代表

議題Ⅰ

国及び本県におけるアレルギー疾患対策について



2021年4月1日

令和6年度のアレルギー疾患対策について

厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省におけるリウマチ・アレルギー疾患に関するこれまでの取組

昭和47年	小児ぜんそく治療研究事業を実施。 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始)
平成4年	・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法等の研究の推進。 ・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成12年	・リウマチ・アレルギー疾患に関する診療、研修、研究、情報などに関する高度専門医療施設として、国立相模原病院（現国立病院機構相模原病院）に臨床研究センターが開設。
平成17年	・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。（「医療提供等の確保」を柱の一つに掲げ、かかりつけ医を中心とした医療体制の確立を推進）
平成18年	・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標：喘息死の減少。リウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数の減少。 方法：都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年	・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書のとりまとめ。（平成23年8月）
平成26年	・アレルギー疾患対策基本法成立（平成27年12月施行）
平成29年	・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の制定。（平成29年3月21日 厚生労働省告示） ・アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会を開催し、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等に基づく、地域のアレルギー疾患医療提供体制について、とりまとめを行った。（平成29年7月）
平成30年	・アレルギー疾患医療提供体制整備事業が開始され、アレルギー疾患に係る医師への研修等を実施。（平成30年度～） ・アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業により、アレルギー疾患診療連携体制の構築を行った。（平成30～令和2年度） ・免疫アレルギー疾患研究戦略検討会を開催し、免疫アレルギー疾患に係る今後、10年間で取組むべき研究戦略について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」のとりまとめを行った。（平成31年1月）
令和4年	・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の改正。（令和4年3月14日改正 厚生労働省告示）
令和5年	・花粉症に関する関係閣僚会議が開催され、厚生労働省においては、発症・曝露対策の推進として対症療法および舌下免疫療法についての普及啓発の取組を行った。 ・免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業を開始し、都道府県拠点病院において、免疫アレルギー疾患患者においても治療と仕事の両立支援体制の確立を行っている。（令和5年度～）

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

＜主な基本的施策＞

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

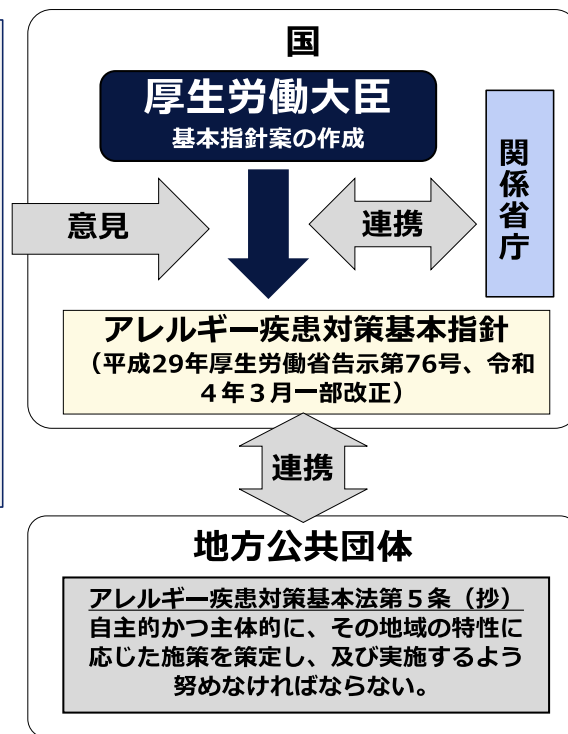
3) 生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る
職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の
促進と、その成果の活用

アレルギー疾患対策推進協議会



2

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

（平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正）

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・災害時の対応
- ・必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・本基本指針の見直し及び定期報告

3

令和6年度 リウマチ・アレルギー疾患対策予算について

令和6年度当初予算額
10億円（9.9億円）

※（）内は前年度予算額

アレルギー情報センター事業

- | | |
|---|--------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | 令和6年度当初予算額 |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 | 42百万円（42百万円） |
| ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 | 等 |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|---------------------------|-------------------------|--------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 | 令和6年度当初予算額 |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ⑤ 長期研修が実施可能な体制の整備 | 56百万円（56百万円） |
| ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | ⑥ 増加する診断支援に対応可能な体制の整備 | 等 |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | |
|--|--------------|
| ① アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（地域政策の策定） | 令和6年度当初予算額 |
| ② 医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 | 69百万円（69百万円） |
| ③ 患者カードの配付の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 | |
| ④ リウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 | 等 |

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ① 都道府県拠点病院において両立支援コーディネーターの配置 | 令和6年度当初予算額 |
| ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 | 等 38百万円（38百万円） |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|---|----------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業（74百万円） | 令和6年度当初予算額 |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ、ゲノム・データ基盤PJ、疾患基礎研究PJ）（7.1億円） | 等 7.8億円（7.8億円） |

アレルギー情報センター事業

令和6年度当初予算額
42百万円
（令和5年度 42百万円）

1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実に資すること等を目的とする。

2 事業の概要

<事業の概要>

- | | |
|---|---|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | |
| ② アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 | |
| ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 | 等 |



- ① アレルギーポータル
<https://allergyportal.jp/>

➤ 主なコンテンツ

- 各種アレルギーの説明（特徴、症状等）
- 災害時の対応
- 医療機関情報（専門医、拠点病院、電話相談等）
- アレルギーの本棚
- 日本の取組（法令、通知・取組）
- 研修・講習会・eラーニング
- 都道府県のサイト
- よくある質問



② アレルギー相談員養成研修会の実施

（2023年10月28-29日、WEB開催 600名程度参加）
開催後2か月間オンデマンド配信も開始



③ 手引き作成

- ・患者さんに接する施設の方々のためのアレルギー疾患の手引き《2022年改訂版》
- ・わかりやすいアレルギーの手引き《2023年版》
- ※2023年版は2022年版の改訂版。
- より平易な表現に見直し、患者の方々も対象者とした。

3 実施主体等

- | | |
|--|------------------|
| ◆実施主体：（一社）日本アレルギー学会及び（一社）日本リウマチ学会 | ◆補助率：定額（10/10相当） |
| ◆補助額：（一社）日本アレルギー学会：35百万円、（一社）日本リウマチ学会：7百万円 | |

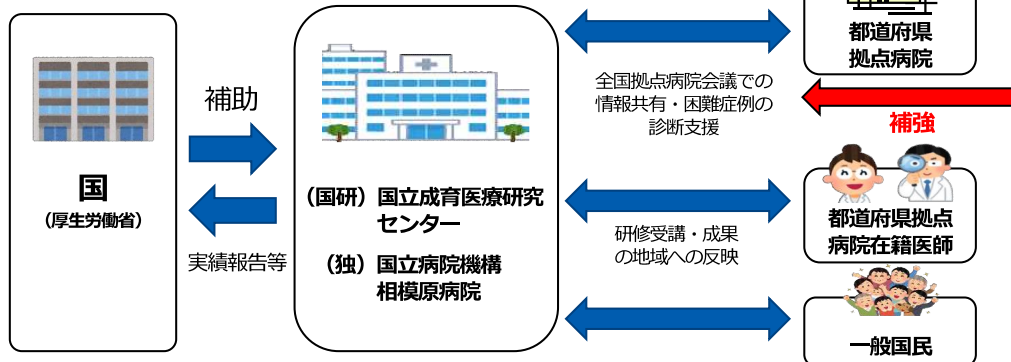
1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」において、（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院が「中心拠点病院」として指定されており、これまでの実績やノウハウ等を活用し、基本指針に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- (1) アレルギー疾患診療連携ネットワーク構築事業
(2) アレルギー疾患医療診断等支援事業
重症例や診断困難例など専門性の高いアレルギー疾患医療の診断・治療に関する医療機関からの相談に対応する。また、新たに中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を実施する。
(3) アレルギー疾患に係る医師に対する研修支援事業
(4) アレルギー疾患患者や家族等に対する相談事業

<事業イメージ>



◆全国に都道府県拠点病院が設置されたが、アレルギー疾患医療提供体制の状況が十分ではない地域がある。中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を行い、各都道府県拠点病院のアレルギー疾患医療の質の向上を図るとともに、各病院でのアレルギー疾患医療連携体制の構築等についても支援を行うことで、全国のアレルギー疾患医療の質の向上を図る。



中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を開催（令和5年度から）

3 実施主体等

- ◆実施主体：（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院 ◆補助率：定額（10/10相当）
◆補助額：（国研）国立成育医療研究センター：35百万円、（独）国立病院機構相模原病院：21百万円
◆事業実績：アレルギー疾患に係る医師等に対する研修の受講者数 4,759名（令和5年度実績）

アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

●中心拠点病院の役割

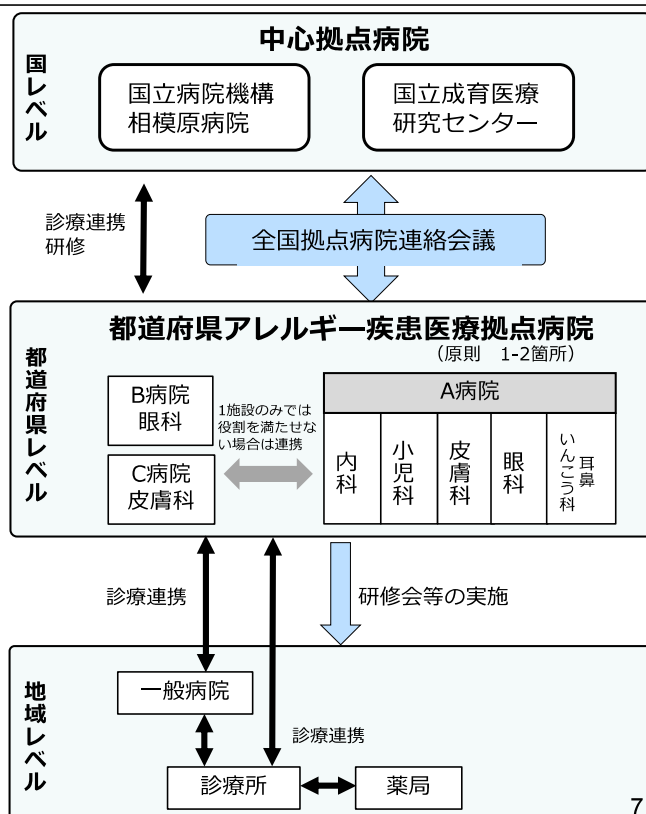
- 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う。
- 国民や医療従事者に対してウェブサイトや講習会を通じたアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用できる教材などの作成、提供
- 国の疫学調査、臨床研究への協力
- 全国拠点病院連絡会議を開催し、都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、均てん化に向けた取り組み等につき協議を行う

●都道府県拠点病院の役割

- 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う
- 患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供、講習会や啓発活動に主体的に取り組む
- 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習
- 都道府県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む

●かかりつけ医、薬局の役割

- 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る



都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（令和6年3月時点）

47都道府県 78病院

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
岩手県	岩手医科大学附属病院 国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院 宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院 中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	慶應義塾大学病院 昭和大学病院 国立成育医療研究センター 東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター 横浜市立みなと赤十字病院
新潟県	新潟大学医学部附属病院
富山県	富山県立中央病院 富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院

山梨県	山梨大学医学部附属病院
長野県	信州大学医学部附属病院 長野県立こども病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 静岡県立総合病院 静岡県立こども病院 静岡済生会総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 浜松医療センター
愛知県	名古屋大学医学部附属病院 名古屋市立大学病院 藤田医科大学病院 藤田医科大学ばんたん病院 愛知医科大学病院 あいち小児保健医療総合センター
三重県	国立病院機構三重病院 三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立小児保健医療センター
京都府	京都府立医科大学附属病院 京都大学医学部附属病院
大阪府	近畿大学病院 大阪はびきの医療センター 大阪赤十字病院 関西医科大学附属病院

兵庫県	神戸大学医学部附属病院 兵庫医科大学病院 兵庫県立こども病院 神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター 公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター 岡山大学病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島大学病院
香川県	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院
高知県	高知大学医学部附属病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院

リウマチ・アレルギー特別対策事業

令和6年度当初予算額
69百万円
(令和5年度 69百万円)

1 事業の目的

- リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

（基本的な指針に係る代表的な該当部分抜粋）

- ・第一 アレルギー疾患対策に関する基本的な事項
イ 地方公共団体は、基本的な考え方にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。
- ・第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項
イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

2 事業の概要・実績例

【事業創設年度：平成18年度・補助先：都道府県・政令指定都市・中核市、補助率：1/2】

<事業の概要>

- ①都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
- ②リウマチ及びアレルギー系疾患の医療提供体制の整備
- ③リウマチ及びアレルギー系疾患に関する正しい知識の普及啓発
- ④リウマチ及びアレルギー系疾患の実態把握
- ⑤リウマチ及びアレルギー系疾患に携わる関係者の人材育成

<実績例>



岐阜県 市民公開講座



東京都 医療従事者向け研修会

1 事業の目的

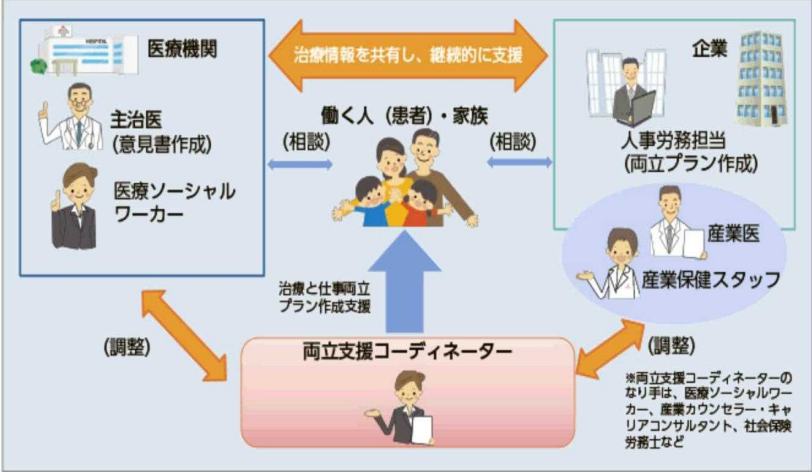
- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。
- 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

＜事業の概要＞

- 免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等に「両立支援コーディネーター」を配置する。
- 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等 ◆ 令和6年度採択病院数：8病院
- ◆ 補助率：定額（10/10相当） ◆ 1箇所あたり：470万円 （令和5年度採択数：7拠点病院）

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業
令和6年度の採択結果について

- 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業公募要領に基づき、8か所の都道府県アレルギー疾患医療拠点病院からの応募があり、拠点病院から提出された事業計画書等について、本事業に関する審査委員会による書面審査を行い、以下の拠点病院を採択した。

No	都道府県	拠点病院名
1	北海道	北海道大学病院
2	栃木県	獨協医科大学病院
3	東京都	国立成育医療研究センター
4	愛知県	藤田医科大学ばんだね病院
5	三重県	国立病院機構三重病院
6	大阪府	大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター
7	山口県	山口大学医学部附属病院
8	福岡県	国立病院機構福岡病院

事業概要（背景・目的）

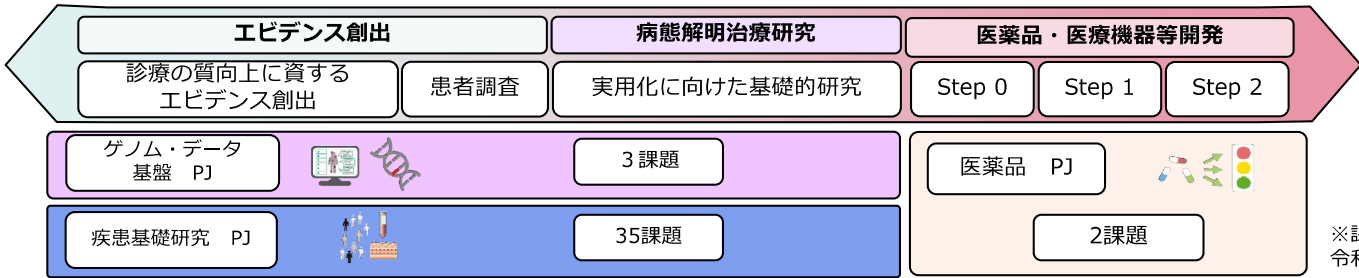
- 平成26年度に成立したアレルギー疾患対策基本法に基づき、総合的な疾患対策の推進が行われており、アレルギー疾患医療提供体制の整備、研究の推進等に取り組んでいる。
- 平成31年に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を策定し、戦略に基づいて、免疫アレルギー疾患の総合的な推進が必要である。

研究課題名	研究期間	研究代表者名（所属）
アレルギー患者QOL向上のための医療従事者の効率的育成に関する研究	令和4～6年度	勝沼 俊雄（東京慈恵会医科大学）
金属アレルギーの新規管理法に関する研究	令和4～6年度	矢上 晶子（藤田医科大学）
各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究	令和4～6年度	海老澤 元宏（国立病院機構相模原病院）
学校・保健所等におけるアレルギー疾患を有するこどもの安心・安全・生き生きとした活動を保証する生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究	令和5～7年度	藤澤 隆夫（国立病院機構三重病院）
アレルギー疾患の層別化解析、生活環境が与える影響の解明に向けた疫学研究	令和5～7年度	伊藤 靖典（長野県立こども病院）
免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の進捗評価と課題抽出、体制強化に関する研究	令和6年度	森田 英明（国立成育医療研究センター）
成人の食物アレルギー診療の確立に資する研究体制構築を目指す研究	令和6年度	海老澤 元宏（国立病院機構相模原病院）
アレルギー疾患医療の質および経年推移の可視化と、アレルギー疾患対策基本法に基づく政策的介入効果の評価法の開発に関する研究	令和6～8年度	長尾 みづほ（国立病院機構三重病院）
季節性アレルギー性鼻炎の診療実態と経済的影響等の解明のための研究	令和6～7年度	岡本 美孝（千葉ろうさい病院）

事業概要（背景・目的）

アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成26年にアレルギー疾患対策基本法が成立し、疾患の本態解明、革新的な治療法の開発等に資する研究を推進している。平成31年1月に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」が発出され、わが国として目指すべきビジョンと具体的な研究事項が明示された。

本事業では免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明等に関する研究や、予防、診断、治療・予後QOLに関する質の高い基礎的研究に立脚した「成果やシーズ」を着実に実用化プロセスに乗せて、新規創薬、層別化に資するデータ・ゲノム基盤等の研究開発を促進する。



これまでの代表的成果

乳児期のアトピー性皮膚炎への“早期治療介入”が 鶏卵アレルギーの発症予防につながる ～二重抗原曝露仮説を実証する世界で初めての研究成果～

生後7-13 週 早期発症アトピー性皮膚炎 (N=650) vs 生後28 週 鶏卵アレルギー (n=218). Early intervention significantly reduces the prevalence of egg allergy (P=0.0028).

Journal of Allergy and Clinical Immunology, 2023

- 食物アレルギーの発症リスクが高い、乳児期早期発症のアトピー性皮膚炎の赤ちゃんに対する早期の積極的治療が食物アレルギーの発症を予防することを世界で初めて実証した

過去最大規模の免疫フェノタイプ解析で自己免疫疾患の患者を層別化 ～関節リウマチもしくは全身性エリテマトーデスの免疫フェノタイプに近い患者群に分類されることが判明～

Annals of the Rheumatic Diseases, 2023

11の自己免疫疾患の患者1,000名の血液を対象に、免疫フェノタイプ解析で46種類の免疫細胞を定量化し、自己免疫疾患と免疫細胞のつながりを表すネットワークを明らかにした

全身性エリテマトーデスの革新的治療法とそのコンパニオン診断法の開発

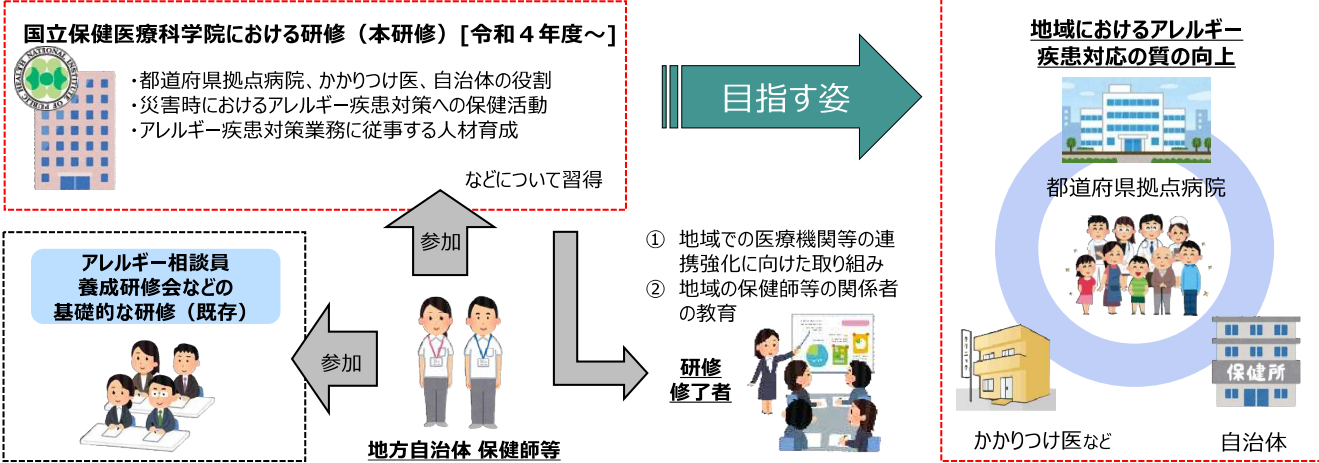
自己抗体産生 (Antibody production) vs 血中濃度 (pg/ml). IFN receptor deficiency (IFN受容体欠損) and IRF5 deficiency (IRF5欠損) significantly reduce antibody production in SLE models.

Nature communications 2021

- IRF5阻害物質がSLEに対し治療効果を認めることをマウスモデルで示した。
- IRF5がSLEの病態形成を引き起こす機序として、I型IFN以外にも重要な経路があることを示した。
- 新たな経路に基づく精度の高いコンパニオン診断法の開発が見込まれる。

国立保健医療科学院におけるアレルギー疾患対策従事者研修

事業目的	地方公共団体においてアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う保健医療に関係する職種を対象とした人材育成 (短期研修) ・地方公共団体におけるアレルギー疾患医療拠点病院と連携する等の組織横断的な調整方法の習得
事業概要	アレルギー疾患について既に基本的な知識・経験を有し、地方公共団体で中心的な役割を担う保健師等に対して、新たに専門性の高い研修を実施。当該研修を修了した職員が各地域で医療機関連携の強化と職員の育成を行うことにより、 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進や対応の質の向上 を図る。
対象者	定員：30名 都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区の自治体に勤務し、アレルギー疾患対策を推進する施策に携わる者、またはその管理・統括を行う者（保健師、医師、管理栄養士、行政職員等） ※現在、アレルギー疾患対策に関連した相談事業等に従事するもの、もしくは今後、それらに従事する可能性があるもの
研修期間	令和6年9月19・20日（2日間）
開催形態	集合開催予定（事前学習＋講習、グループワーク）



花粉症対策の全体像

令和5年5月30日 花粉症に関する関係閣僚会議決定（一部改変）

I はじめに

- 花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題
- 省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要。また、息の長い取組が必要。

今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す

II 花粉症の実態と人工林の将来

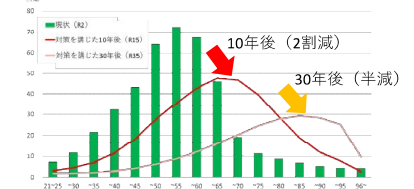
有病率：約10年ごとに10ポイント程度ずつ増加



出典：日本耳鼻咽喉科アレルギー感染症学会のデータより作成

医療費（花粉症を含むアレルギー性鼻炎）
→保険診療：約3,600億円、市販薬：約400億円

花粉発生源となるスギ人工林（20年生超）は**431万ha**



「発生源対策」の取組を集中的に進めて花粉量の削減を加速化

III 花粉症対策の3本柱

1. 発生源対策

10年後には花粉発生源の**スギ人工林を約2割削減**させることを目指す。スギ人工林由来の花粉が約2割減少すれば、花粉量の多かった今シーズンであっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる効果が期待できる。また、**将来的（約30年後）には花粉発生量の半減**を目指す。

●スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を約5万ha/年→（10年後）**約7万ha/年**まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進
⇒花粉発生源となる**スギ人工林の減少スピードを約2倍**に
（「花粉発生源スギ人工林減少推進計画（略称：スギ伐採加速化計画）」）

・スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等
－スギ製材・合板・集成材等のJAS材の増産に向けた**加工流通施設の国内整備**の支援、国産材の利用割合の低い建築材等について**輸入材を代替可能な製品を製造する技術**の普及等、安定供給体制の構築
－**JAS規格・建築基準**の合理化
－**国産材を活用した住宅に係る表示**の仕組みの構築（花粉症対策への貢献度を明示）
－建築物に係る**ライフサイクルカーボン**の評価方法の構築（3年を目標）
－**住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化**等
⇒需要を1,240万㎡→（10年後）**1,710万㎡（470万㎡増）**に拡大

・花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

－国・自治体等における苗木生産体制の短期的かつ集中的な整備
⇒10年後には花粉の少ないスギ苗木の生産割合を**スギ苗木全体の9割以上**に引き上げ

・林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

労働力の大幅な減少が見込まれる中、
－高性能林業機械の導入支援等により**生産性を向上**
－外国人材の受け入れ拡大、新規就業者の確保・育成、処遇の改善、農業など他産業との連携、地域おこし協力隊との連携等により、労働力の減少に歯止めをかけ、**10年後も現在と同程度の林業人材を確保**
⇒**年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」（仮称）を策定**【林野庁・国土交通省】

2. 飛散対策

●スギ花粉飛散量の予測

精緻化されたデータを民間事業者等に提供すること等により、**民間事業者が実施する予測の精度向上を支援**

・スギ雄花芽調査の強化（34都府県→**全国に拡大、調査地点数の倍増**）等【環境省・林野庁】

・航空レーザー計測による**スギ人工林の分布、森林地形等の情報の高度化**、それらのデータの公開の推進【林野庁】

・スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した**詳細な三次元の気象情報の提供**【気象庁】

・花粉飛散量の**実測データ**の提供、**画像解析**を活用した花粉飛散量の測定手法の開発【環境省】

・花粉飛散量の**標準的な表示ランク**の設定・周知【環境省】

●スギ花粉の飛散防止

効果的・効率的な散布技術の開発、薬剤の改良を進めるなど、**スギ花粉の飛散防止剤の開発を促進し**、5年後に実用化の目処を立て、速やかに実行することを目指す【林野庁】

3. 発症・曝露対策

●花粉症の治療

・診療ガイドライン改訂や**対症療法等の医療・相談体制**の整備を推進【厚生労働省】

・**アレゲン免疫療法（舌下免疫療法等）**の開始時期等について、医療機関等における適切な**情報提供や集中的な広報**を実施【厚生労働省】

－学会等を通じた医療機関等への協力要請
－実施医療機関のリスト化・周知
－オンライン診療可能な医療機関の周知

・**森林組合等への協力要請や企業への要請**等に着手
⇒**舌下免疫療法の治療薬を25万人分/年→（5年以内）100万人分/年に増産**【厚生労働省】

・治療法・治療薬の開発に資する大学や国立研究機関等での**研究開発**等を支援【文部科学省・厚生労働省】

●花粉症対策製品など

・花粉対策に資する商品に関する認証制度について、関連業界と連携し、消費者への認知拡大、**認証取得製品（網戸、衣服等）の拡大・普及**の推進【経済産業省】

・**スギ花粉**の実用化に向け臨床研究等を実施【農林水産省】

●予防行動

・花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携して**広く周知**【環境省・厚生労働省】

・花粉曝露を軽減する柔軟な働き方等、**企業等による従業員の花粉曝露対策**を推進する仕組みの整備【経済産業省】

花粉症対策 初期集中対応パッケージ

令和5年10月11日 花粉症に関する関係閣僚会議決定（一部改変）

- 未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症問題の解決に向け、来年の花粉の飛散時期を見据えた施策のみならず、今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症解決のための道筋を示す「花粉症対策の全体像」を取りまとめ（本年5月30日）。
- 来年の花粉の飛散時期が近づく中、「花粉症対策の全体像」に基づき、発生源対策、飛散対策及び発症・曝露対策について、「全体像」の想定する期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を本パッケージとして取りまとめ、その着実な実行に取り組む。

1. 発生源対策

●スギ人工林の伐採・植替え等の加速化【林野庁】

本年度中に**重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定**し、次の取組を実施

- ・スギ人工林の**伐採・植替えの一貫作業**の推進
- ・伐採・植替えに必要な**路網整備**の推進
- ・意欲ある林業経営体への**森林の集約化**の促進

●スギ材需要の拡大【林野庁・国土交通省】

- ・木材利用をしやすいとする改正**建築基準法の円滑な施行**（令和6年4月施行予定）
- ・本年中を目処に、国産材を活用した**住宅に係る表示制度を構築**
- ・本年中を目処に、**住宅生産者の国産材使用状況等を公表**
- ・建築物への**スギ材利用の機運の醸成**、住宅分野における**スギ材への転換促進**
- ・大規模・高効率の**集成材工場、保管施設等の整備支援**

●花粉の少ない苗木の生産拡大【林野庁】

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における**原種増産施設の整備支援**
- ・都道府県における**採種園・採穂園の整備支援**
- ・民間事業者による**コンテナ苗増産施設の整備支援**
- ・スギの未熟種子から花粉の少ない**苗木を大量増産する技術開発支援**

●林業の生産性向上及び労働力の確保【林野庁】

- ・意欲ある木材加工業者、木材加工業者と連携した素材生産者等に対する**高性能林業機械の導入支援**
- ・農業・建設業等の**他産業**、施業適期の異なる**他地域や地域おこし協力隊**との連携の推進
- ・外国人材の受入れ拡大

2. 飛散対策

●スギ花粉飛散量の予測

来年の花粉飛散時期には、より精度が高く、分かりやすい花粉飛散予測が国民に提供されるよう、次の取組を実施

- ・今秋に実施するスギ雄花**花芽調査**において民間事業者へ提供する**情報を詳細化**するとともに、12月第4週に調査結果を公表【環境省・林野庁】

- ・引き続き、航空レーザー計測による**森林資源情報の高度化**、及び、その**データの公開**を推進【林野庁】

- ・飛散が本格化する3月上旬には、スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な**三次元の気象情報を提供**できるよう、クラウド等を整備中【気象庁】

- ・本年中に、**花粉飛散量の標準的な表示ランクを設定**し、来年の花粉飛散時期には、この表示ランクに基づき国民に情報提供されるよう**周知**【環境省】

●スギ花粉の飛散防止

- ・引き続き、森林現場におけるスギ花粉の**飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を実施【林野庁】

3. 発症・曝露対策

●花粉症の治療

- ・花粉飛散時期の前に、関係学会と連携して**診療ガイドラインを改訂**【厚生労働省】

- ・**舌下免疫療法治療薬**について、まずは**2025年からの倍増（25万人分→50万人分）に向け**、森林組合等の協力による**原料の確保や増産体制の構築等**の取組を推進中【厚生労働省・林野庁】

- ・花粉飛散時期の前に、飛散開始に合わせた**早期の対症療法の開始が有効**であることを周知

- ・患者の状況等に合わせて医師の判断により行う**長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方**について、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、**活用を積極的に促進**【厚生労働省】

●花粉症対策製品など

- ・本年中を目処に、**花粉対策に資する商品に関する認証制度**をはじめ、各業界団体と連携した花粉症対策製品の**普及啓発**を実施【経済産業省】

- ・引き続き、**スギ花粉米の実用化**に向け、官民で協働した取組の推進を支援【農林水産省】

●予防行動

- ・本年中を目処に、花粉への曝露を軽減するための**花粉症予防行動**について、自治体、関係学会等と連携した**周知**を実施【環境省・厚生労働省】

- ・「**健康経営優良法人認定制度**」の評価項目に従業員の花粉曝露対策を追加することを通じ、**企業による取組**を促進中【経済産業省】

- 1

高知県アレルギー疾患医療拠点病院の指定
- 2

高知県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
- 3

医療従事者等を対象とした研修会に係る情報提供と患者、家族向け啓発資材の配布
- 4

食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

1 高知県アレルギー疾患医療拠点病院の指定

高知大学医学部附属病院を指定（令和2年7月10日）し、令和3年度から同病院に運営業務を委託アレルギー診療チームにより、事業運営がされている。

〈委託内容〉

診療	重症及び難治性アレルギー疾患患者に対する診断、治療、管理
情報提供	患者や家族、地域住民に対する適切な情報の提供を行う（こうちアレルギー疾患情報サイトの運営を含む）
人材育成	医療従事者等を対象とした研修会の実施
研究	アレルギー患者の実情把握のための調査・分析を行う。全国的な疫学研究、臨床研究等への協力
助言・支援	患者や家族、地域住民、地域の医療機関、学校、児童福祉施設等からの要請に応じた助言、支援
その他	高知県アレルギー疾患医療連絡協議会と連携を図り、地域の実情に応じた事業運営を行う

詳細については、後ほど高知県アレルギー疾患医療拠点病院から報告があります。

2 高知県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

令和5年度の主なご意見と対応

○こうちアレルギー疾患情報サイトへの情報の追加

- ・舌下免疫療法ができる医療機関一覧
- ・高知県アレルギー疾患医療拠点病院の明記
- ・診療科や治療できる内容、食物経口負荷試験の実施設の掲載

→上記情報を追加（こうちアレルギー疾患情報サイトの更新作業中）

高知県アレルギー疾患医療拠点病院から報告します。

○災害時における備蓄の状況

- ・高知県備蓄方針では、発災後3日間は県民による個人備蓄での対応を原則としており、個人備蓄の啓発強化を行っている。
やむを得ない事情により物資が不足する場合は、公的備蓄や流通備蓄で確保することとし、公的備蓄の食料は原則アレルギー対応とされている。
- ・市町村等において、要配慮者に必要な食料確保や、避難所等における被災者の健康維持と食の自立支援の取組推進（高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン）
- ・アレルギー用ミルク等の公的備蓄の状況把握

→アレルギー用ミルク等の公的備蓄に係る調査を実施。結果については、後ほど報告します。

3

2 高知県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

○誤食に係るヒアリハット事例の共有や症例検討等による再発防止に努めることが大切ではないだろうか

- ・保護者から学校生活管理指導表を提出いただき、保護者、医療機関とも連携を図りながら緊急体制の確認や具体的な対応方法などを決定している。
- ・教育委員会による各学校への注意喚起
 - ①学校給食で誤食があった場合、速やかに県教育委員会へ連絡するよう市町村教育委員会へ通知
 - ②特に年度当初の発生が多いため、毎年3月に教育委員会から各学校に対し、注意喚起を実施
 - ③各学校に対し、誤食の状況確認（個別対応）
 - ④養護教諭等の研修会で注意喚起
 - ⑤対応策を市町村教育委員会から県教育委員会に提出

4

3 医療従事者等を対象とした研修会に係る情報提供と患者、家族向け啓発資材の配布

市町村母子保健担当者等に対し、研修会の実施に係る情報提供や啓発資材を配布

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（R4.3改定）において、

「国は、地方公共団体に対して市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、妊婦や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。」と明記された。

そのため、小児アレルギーに関する研修会や資材が多く、市町村からのニーズも高かった。

その他、災害対策に関する研修会について周知した。

1-1 NPO 法人アレルギーを考える母の会主催 オンライン 研修会
 (講師 澤井寿美子氏)

**小児アレルギー疾患の保健指導を充実
 させる研修会**
 最速配信 (令和5年度)

(注) 福祉施設連携 社会福祉施設訪問事業

小児アレルギー疾患の発症率が増えるなど健康が危殆に瀕する児童の増加(保健指導)の重要性が指摘されています。令和4年度3月に成立した厚生労働省の「アレルギー疾患対策推進に関する基本計画」に基づいて、従来の重点分野に加えアレルギー疾患対策が新たな重点分野として位置づけられ、国が中心となり、関係行政機関や民間団体と連携してアレルギー疾患対策を推進すること、国連条約(「国連障害者権利条約」)を踏まえ、アレルギーの発症予防が期待される新たな小児アレルギー患者の増加、小児アレルギーの診断精度の向上、母子保健事業の中での保健指導の重要性などから、本研修会を開催します。

研修内容：アレルギーの現状、診断方法、治療法、食生活、生活習慣、行政連携、行政連携

**※本研修会はオンライン専用ツール（Zoom）を
 使用して行います**
 (インターネットを利用できるPC、スマートフォンをお持ちください)

日程：全4回(月3回)予定 2回講座 2回相談(1回)座談会

【第1回】 令和5年12月4日(月) 13:30~16:30 開講式
 〇講師：アレルギーの保健指導(母子保健事業)に関する行政の連携
 〇講師：小児アレルギー(アレルギーの現状)、医療機関と保健指導連携(アレルギー対策)
【第2回】 令和5年12月11日(月) 13:30~16:30 小児アレルギー
 〇講師：アレルギーの保健指導(母子保健事業)に関する行政の連携
 〇講師：小児アレルギー(アレルギーの現状)、医療機関と保健指導連携(アレルギー対策)
【第3回】 令和6年1月9日(火) 13:30~16:30 小児アレルギー
 〇講師：アレルギーの保健指導(母子保健事業)に関する行政の連携
 〇講師：小児アレルギー(アレルギーの現状)に関する相談
 〇講師：保健指導連携(国立保健医療政策センターアレルギーセンター-総合アレルギー相談部)

【参加費】 無料

(研修会参加費は、国立保健医療政策センターアレルギーセンター-総合アレルギー相談部)

**NPO法人アレルギーを考える母の会主催
 小児アレルギー疾患の保健指導を充実させる
 研修会 (R5年度実施分のDVDを配布)**

[illegible][illegible]

5

3 医療従事者等を対象とした研修会に係る情報提供と患者、家族向け啓発資材の配布

[illegible]

■防災士講座 ■市民公開講座

対象：防災士 一般市民、保護者の方

**災害時に
アレルギーで
困ること**

・アレルギー防災対策
・備えてみて今しておきたいこと
・行役して今しておきたいこと

2024年

12月21日(土) 13:30～15:50

アレルギー対応避難室の
展示あり

●会場 (現地とWebcast) 高知大学市民イベントラボ(形原校区)
高知大学医学部附属病院アレルギーハウス1階 (高知大学医学部附属病院内)

もしくはオンラインでの参加

■プログラム

13:30～14:00	「高知県のアレルギー食 災害用備蓄の現状」 竹内 隆夫 (高知大学医学部市民課 庶務系管理課)
14:00～15:00	「アレルギー 危機感が醸成するということ」 大森 良友子 氏 (一般社団法人AJIA Japan 代表理事)
15:00～15:50	質疑応答・ディスカッション

■参加費無料
事前登録が必要

■事前登録と参加申し込みについて
高知大学市民イベントラボ(形原校区)にて事前登録が必要となります。事前登録は、12月13日(金)までに行ってください。登録が完了した方のみアレルギーハウス1階へ入場し参加することができます。

高知大学医学部附属病院アレルギー診療
チーム主催
災害時にアレルギーで困ること

令和6年度 医療従事者を対象とした

アレルギー疾患に関する研修会

日時 令和7年 **2月13日(木)**
18:30~19:50

場所 ちより街テラス3階
ちよテラホール

参加費無料
ハイブリット開催

講演 司会：高知大学医学部附属病院 小児科 助教 大石 拓

第1分 1. 周回って知らない「地域アレルギー」
高知大学医学部附属病院 実生、後援医療科講座 助教 竹内 慎哉

「災害に備えて、今できること」
「災害時に困る食物アレルギー患者へ」
高知大学医学部附属病院 栄養管理室 管理栄養士 政岡 紗夕香

特別講演 司会：高知大学医学部附属病院 皮膚科 教授 中井 浩三

第4分 連携して臨もう！アレルギー診療最前線
高知大学医学部附属病院 皮膚科 准教授 千賀 祐子 先生

注 意 医療従事者以外の方の参加はできません。

高知大学アレルギー疾患医療拠点病院
〒780-8585 高知市土佐町1-1-1 高知大学医学部附属病院 1号館 3階

[illegible]

赤ちゃんの
アレルギー疾患が
気がかりな保護者の方へ

NPO法人アレルギーを考える母の会作成
赤ちゃんのアレルギー疾患が気がかりな
保護者の方へ

赤ちゃんの 湿疹対策

適切な乳児湿疹への対処のために

監修者
 親子が笑顔で暮らす、暮らしを豊かにする育児イベント・講座の企画・運営
 大塚 幸弘先生

監修者
 赤ちゃんの健康と生活の質を高める
 大石 拓夫先生

大塚製薬株式会社作成
 赤ちゃんの湿疹対策 適切な乳児湿疹への対処のために

6

4 食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

〇災害に備えた準備

災害時におけるアレルギー疾患の対応～アレルギー疾患をお持ちの方、災害に対応する行政の方、災害医療に従事する方へ～
令和3年度 厚生労働科学研究費補助金(免疫・アレルギー疾患政策研究事業)大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究 研究班 (令和4年3月)



② 家庭備蓄

一般的に、飲料水と調理用水として1人あたり1日あたり3リットルの水が必要とされています。また、熱源としてカセットコンロやボンベがあるとの食の選択が大幅に広がります(1人あたり6本/週)。詳しくは、農林水産省「大規模災害に備えた食品の家庭備蓄のすすめ」をご覧ください。

https://www.n-bouka.or.jp/local/pdf/2020_12_18.pdf

大規模災害に備えた食品の家庭備蓄のすすめ

ぜん息	アレルギー性鼻炎・結膜炎	アトピー性皮膚炎	食物アレルギー
普段使っている予防薬(1週間分) ぜん息の症状がおきたときの薬(1週間分)	普段使っている薬(1週間分) 必要ならゴーグル、ティッシュペーパー	普段使っている保湿剤やステロイド薬などの外用薬と内服薬(1週間分、出来れば未開封のもの) 石鹸(皮膚を清潔に保つため)、タオル(肌拭き用) ウェットティッシュ(肌にかゆみ止めに試す)	アレルギー対応食品(少なくとも2週間分) アレルギー症状を認めたときの薬(エピペン、抗ヒスタミン薬など) (普段携帯しているものをすぐに持ち出せるように災害備蓄を上手にしましょう)
可能な限り、災害時用に必要としない吸入薬(ドライパウダー製剤やエアゾール製剤)	必要ならゴーグル、ティッシュペーパー	石鹸(皮膚を清潔に保つため)、タオル(肌拭き用) ウェットティッシュ(肌にかゆみ止めに試す)	アレルギー対応食品(少なくとも2週間分) アレルギー症状を認めたときの薬(エピペン、抗ヒスタミン薬など) (普段携帯しているものをすぐに持ち出せるように災害備蓄を上手にしましょう)
紙コップ500mlのペットボトル(緊急時に飲み水やベビーシッターとして活用できます)	消化したときの薬(内服薬、点眼薬、点鼻薬など)	ビニール袋(砂遊びのあとを石けんや水で洗うための洗剤を入れることができます)	食物アレルギー対応のプレートやビフスなど、除去食品を明記できるもの アレルギー対応食品 アレルギー対応食品 アレルギー対応食品
(普段から災害時にも使える吸入薬を使用しておきましょう)	消化したときの薬(内服薬、点眼薬、点鼻薬など)	ビニール袋(砂遊びのあとを石けんや水で洗うための洗剤を入れることができます)	アレルギー対応食品(少なくとも2週間分) アレルギー症状を認めたときの薬(エピペン、抗ヒスタミン薬など) (普段携帯しているものをすぐに持ち出せるように災害備蓄を上手にしましょう)
	消化したときの薬(内服薬、点眼薬、点鼻薬など)	ビニール袋(砂遊びのあとを石けんや水で洗うための洗剤を入れることができます)	アレルギー対応食品(少なくとも2週間分) アレルギー症状を認めたときの薬(エピペン、抗ヒスタミン薬など) (普段携帯しているものをすぐに持ち出せるように災害備蓄を上手にしましょう)

※ 普段使っている薬は災害などに備えて1週間程度余裕をもって確保しましょう。
※ 薬や食品には消費期限があるので、年ごとに数回確認しチェックしましょう。
※ 食品は火や水がなくても食べられるものも準備しておくことが必要です。

アレルギー対応食の家庭備蓄は2週間分

3. アレルギー対応食の家庭備蓄は2週間分

農林水産省では、大規模災害時に備えて、平時からの食品の家庭備蓄を推奨しています。

災害時には物流機能の停滞により、特殊食品が手に入りにくくなるのが想定されます。東日本大震災後の調査では、物資不足の状況でアレルギー対応食品(鶏卵・牛乳・小麦除去食品)を1週間以上入手できなかったと回答した方が半数以上を占め、中には1か月以上入手できなかったと回答する方もいました。

アレルギー対応食、乳児用ミルク、離乳食など、要配慮者用の「特殊食品」は、行政での備蓄も少なく、物流機能が停滞した場合には一般的な食品よりも手に入りにくくなるのが想定されます。そのため、平時から少なくとも2週間分を備蓄することが推奨されています。

最低 **3** 日分

できれば **7** 日分

月 火 水 木 金 土 日

要配慮者なら **2** 週間分

月 火 水 木 金 土 日

月 火 水 木 金 土 日

7

4 食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

〇災害に備えた準備

高知県備蓄方針 (令和3年6月)

I 避難所における備蓄

1. 備蓄の基本的な考え方

- 最大クラスの地震が発生した場合でも、なんとかして人命を守るという考え方のもと、備蓄を実施する。
- 外部からの支援の開始が4日目以降となることを踏まえ、最低3日分は県内の物資により対応する。
- 3日分の物資は、個人備蓄を原則とするが、家屋の流失等のやむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、公的備蓄や流通備蓄による供給体制を整備する。
- やむを得ない事情により物資が不足する者に対しては、基礎自治体である市町村の公的備蓄及び県市町村の流通備蓄により対応するものとし、県は広域自治体として市町村を補完する立場から、不測の事態に備えた公的備蓄の充実とともに調達体制の整備を図る。

【解説】

- 備蓄の基本的な考え方のイメージは下図のとおり

約70万人 (全県民)

個人備蓄
最低でも3日分以上
(可能であれば1週間以上)

公的備蓄 (市町村)

流通備蓄 (県・市町村)

公的備蓄 (県)

国等からの支援

発災後1日目 2日目 3日目 4日目以降

※ 県の公的備蓄：不測の事態に備え、水・食料・毛布の1日分の20%を備蓄。県は広域自治体として、広域物資拠点の開設や、物資が不足している市町村への供給体制を立ち上げる。

図1：高知県の備蓄の基本的なイメージ

流通備蓄

可能な範囲でアレルギー品目等を考慮する。

公的備蓄

飲料水、食料、ミルク、毛布またはその代替品、生理用品、おむつ、トイレ、トイレットペーパーの8品目。
食料については原則アレルギー対応食品とする。

8

4 食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

○災害に備えた準備

災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について

(厚生労働省健康局がん・疾病対策課 令和5年5月25日付け事務連絡)

事務連絡
令和5年5月25日

各都道府県アレルギー疾患担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行うこととされています。

災害時には、避難者の健康面への様々な悪影響が懸念され、特に避難所では、多くの避難者に対して、限られた種類の食品を一律に提供せざるを得ないなど、通常時に比べ著しく制限された環境となります。避難者は、そのような環境で長期にわたり生活することを余儀なくされる可能性があり、アレルギー疾患を有する場合、特段の配慮が必要となります。

そのため、平時から、保健師など避難所等で医療に携わる方にアレルギー疾患を有する方への対応を理解いただくことや、各避難所におけるアレルギー疾患に関する情報資料等を常備することなどの事前準備により、災害時において未然の事故防止に協力いただける環境を構築することが重要となります。

つきましては、アレルギーポータル「災害時の対応」ページ（※1）に掲載している「災害におけるアレルギー疾患の対応」（※2）などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、貴管内防災部局や関係学会等との連携体制の構築に、平時から努めていただくようお願いいたします。

（※1）アレルギーポータル「災害時の対応」

<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

（※2）災害におけるアレルギー疾患の対応

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/00_Responding-to-Allergic-Disease-in-Disasters.pdf

（参考）

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）（抄）

第5（3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時には、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトをパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

避難所における食物アレルギーを有する者の
ニーズの把握やアセスメントの実施、
食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める

9

4 食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

○高知県南海トラフ地震時 栄養・食生活支援活動ガイドライン Ver.2（R3.3）

市町村の地域防災計画や保健活動マニュアルの作成・見直しの参考として、また給食施設の事業継続計画（BCP）の作成支援の参考にしていただくことを目的に作成

第2章 栄養・食生活支援活動

5 対象別栄養・食生活支援活動より抜粋

参考資料（掲示用資料）より抜粋

疾病	被災時の支援ポイント	特殊栄養食品
食物アレルギー	●アレルギーの把握 アレルギーであることを申告することを周知し、栄養相談を行うなど素早く対応する。 ●アレルギー除去食品が必要な場合 医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示されている場合は、アレルギー除去食品の要請を行う。 ●アナフィラキシーへの備え エビペン（アナフィラキシーがあらわれたときに使用するもので、医療機関で治療を受けるまでの補助治療剤）を（本人が）備えておくこと。 ●加工食品に含まれるアレルギー表示の活用 ・表示義務のある7品目（特定原材料） ⇒卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに ・表示が勧められている21品目（特定原材料に準ずるもの） ⇒アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	・アレルギー除去食品
食物アレルギーへの一般的な注意点		
●備えの重要性 個別対応が困難なことが予測されるので、普段から家庭での備蓄（2週間分程度）がより重要である。 乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こす、対応の遅れから死に至る人もいる。こういったことから普段からアレルギーの方への理解を深めることが大切。 ●聞き取りポイント ①氏名、年齢、食事の種類 ②アレルギー対応食品と摂取レベル （アナフィラキシー歴とその際の症状及び服薬状況） （服薬指導の必要性及び発症時に対応する薬の所持の有無、薬の種類等） ③人エミル利用者のミルクの製品名（乳児） ④その他（アナフィラキシー症状以外の症状やアレルギー等）		

掲示用資料

参考資料5

食事(栄養)のことで、ご心配がある方へ

食事や栄養のことで、不安や相談したいことがある方は、お気軽にご相談ください。

例えば

- ・離乳食やミルクのこと
- ・食物アレルギーの方
- ・高血圧や糖尿病などで食事制限をしている
- ・固いものが食べにくい
- ・食欲がない など

上記以外でも食事や栄養のことで気になることがありましたらご相談ください。避難所のスタッフにお伝えいただいても結構です。

【相談先】

相談窓口 ○○市 ○○課
連絡先 TEL () -
FAX () -

食物アレルギーをお持ちの方へ

食べてはいけない食品などを
お知らせください。

- 医師から、食物アレルギーのため特定の食品を食べてはならないと診断されている方
食品名： _____
- 過去に食物が原因でアレルギー症状が出た方
食品名： _____
- アレルギー症状がでるのではないかと心配な方
食品名： _____

【注意点】

- ◆特に、乳幼児が今まで食べたことのない食品を食べるときは、注意しながら少量ずつ食べることが必要です。また、子どもが周囲の人から食べ物をもらうことがあるので、食物アレルギーがあることを伝え、理解してもらうことが大切です。
- ◆体力が低下していると、アレルギー症状が出やすい場合があります。
- ◆炊き出しには食べてはいけない食品が使われていないかどうか、管理者や行政、調理担当者に相談しましょう。
- ◆包装されている食品は食べる前にアレルギー表示をしっかりと確認しましょう。

【相談先】

窓口 ○○市 ○○課
連絡先 TEL () -
FAX () -

聞き取り時は、栄養・食生活支援チームで作成する様式「避難所食事状況調査票」などを用いる

4 食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について

目的・内容	アレルギー疾患がある方に配慮した災害への備えを促進するため、食物アレルギー対応食品等の公的備蓄状況を調査
調査対象	県内34市町村
基準日	令和6年11月1日
調査項目	①食物アレルギーに対応している食品（＊）の公的備蓄状況 ②乳アレルギーに対応しているミルクの公的備蓄状況
	（＊）特定原材料の8品目（卵、乳、小麦、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、えび、かに）を除去した食品
調査結果	34市町村から回答が得られた。結果は以下のとおり。

調査結果

（1）食物アレルギー対応食品等の公的備蓄の有無（n=34）

	あり	なし	計
備蓄	30	4	34

（2）各食品における食物アレルギー対応食品等の公的備蓄の有無（n=34）

	あり	なし	計
主食	30	4	34
主菜	10	24	34
副菜・菓子など	12	22	34
ミルク	10	24	34

11

調査結果

（3）主食の公的備蓄状況（n=30）

	あり	数量	品名
レトルトのおかゆ	7	150～7,260	
レトルトのリゾット	6	150～9,473	
アルファ米	28	708～292,361	
コーンフレーク	0	—	
パン缶	1	1,250	
乾パン	1	2,016	
その他	8	180～8,780	①The Next Dekade 7年保存レトルト食品 他 ②うどん ③災害用備蓄ゼリー、わかめ ご飯等 ④わかめごはん、ひじきごはん、カ レー、ピラフ、ぞうすいなど味付き ⑤カ レーうどん ⑥米類 ⑦ライスクッキー

（4）主菜の公的備蓄状況（n=10）

	あり	数量	品名
レトルト食品	6	58～31,138	
肉、魚、大豆缶詰 （ツナ缶、さば缶、 いわし缶等）	5	1,584～32,304	
魚肉ソーセージ	0	—	
豆乳	0	—	
その他	1	4,640	①サバイバルフーズ（クラッカー）

12

調査結果

(5) 副菜・菓子などの公的備蓄状況 (n=12)

	あり	数量	品名
レトルトスープ	2	50~450	
野菜や果物の缶詰やジュース	3	540~15,750	
菓子(せんべい、ポテトチップス、ラムネ、グミ等)	7	108~2,592	
その他	3	30~4,800	①ゼリー ②ようかん ③エナジータイプゼリー

(6) ミルクの公的備蓄状況 (n=10)

	あり	数量
粉ミルク(g)	7	900~28,188
液体ミルク(ml)	5	5,760~593,000

(7) 県健康対策課ホームページへの公表可否 (n=34)

	可能	不可
公表可否	21	13

今後、食物アレルギー対応食品等の備蓄がない市町村に対する働きかけ及び
備蓄があると回答した市町村においても、避難所におけるニーズ把握やアセスメントができる体制の確保を進めていけるよう、
防災担当部署や栄養・食生活支援担当者とも連携しながら取組を進めていきます。

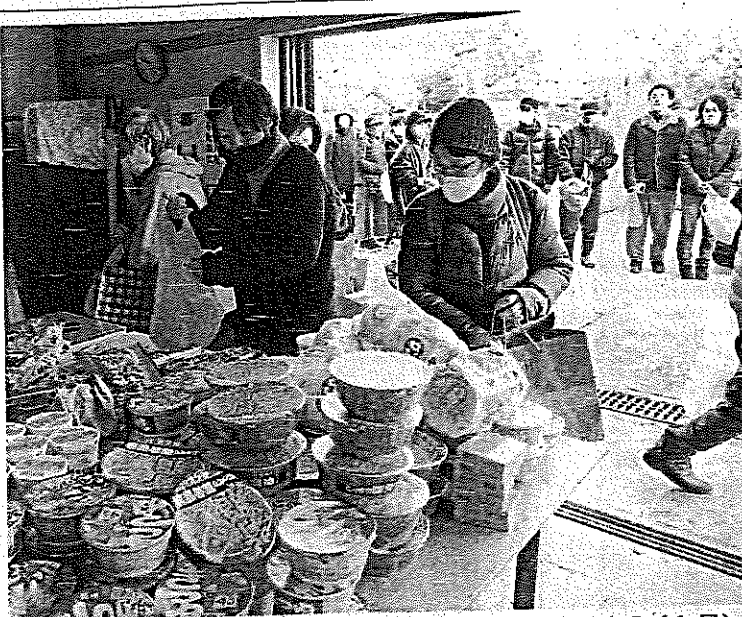
アレルギー対応食備蓄不十分

「全避難所に配置」半数未満

都道府県庁所在地

災害に備え、アレルギー対応食を全ての指定避難所に備蓄しているのが、47の都道府県庁所在地(東京都は新宿区)のうち半数に満たない22市区にとどまる。28日、共同通信のアンケートで分かった。高知市など25市は全指定避難所では備蓄していないと回答。避難所には災害時に保管場所から運ぶなどとしている。

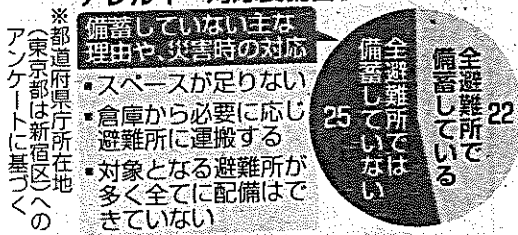
元日の能登半島地震では、物資が運搬できないケース道路が寸断されるなどし、各地で発生した。内閣府



石川県輪島市で支援物資の食料を受け取る被災者ら(1月)

は避難所運営指針で、アレルギーを持つ人に配慮した備蓄を要請している。対応食がないと食事が困難になり、健康への影響は重大だ。十分な備えが求められる。

都道府県庁所在地の指定避難所でのアレルギー対応食備蓄状況



アンケートは9〜12月に実施。全避難所に備蓄していないのは、地方の都市が比較的多かった。理由は「スペース不足」「避難所が多管理が困難」などが挙げられた。順次配備予定と答えた市もあった。多くの市は、避難所を開設する際にアレルギー対応食のニーズを調査するとしていた。福島市や徳島市など、アレルギー対応の希望者を事前にリスト化している自治体もあった。一方、こうした対応を、相談窓口を設けた当事者らに周知しているとしたのは長野市、和歌山市だった。

能登半島地震で大きな被害が出た石川県の6市町では、珠洲市だけが地震前に、全避難所にアレルギー対応食を備蓄。輪島市や穴水町など5市町は職員が運び入れる運用だった。だが、土砂崩れで道路状況が悪化し、孤立集落が発生。数日間、物資が届かない地域も多かった。備蓄の総量も足りず、避難先でアレルギー対応食が入手できない場所もあった。

元日、輪島市内の施設に

避難した三辻佳緒里さん(35)は、長女(5)と長男(3)の2人とも卵や乳製品にアレルギーがあり、自衛隊配布のパンが食べられず、子どもたちは「晩空腹に耐えた。地震後は、災害に備え米飯を冷凍庫で保管し、家の玄関にはアレルギー対応食の入ったかばんを置いていた。三辻さんは「アレルギーのある子どもの存在にもっと目を向けてほしい」と訴えた。

平時の備え大事

日本小児アレルギー学会災害対応委員会の緒方美佳医師の話。災害時の食物アレルギー対策は平時の備えにかかっている。自治体は、アレルギー対応食がどこに備蓄され、災害時にはどうやって届けるのか、住民へ周知することが求められる。アレルギーがある人は、日頃から数日分の対応食を備蓄し、何ほどの程度食べられないのかを知るため、定期的に血液検査で診断することが重要だ。信頼できる情報源を事前に把握しておくことも有効。日本小児アレルギー学会の運営サイト「アレルギーポータル」では、災害時の対応も紹介している。

議題 2

高知県アレルギー疾患医療拠点病院における業務の報告

Ⅰ. 高知県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備について（報告）

高知県アレルギー疾患医療拠点病院の指定及び業務の運営について

高知大学医学部附属病院を高知県アレルギー疾患医療拠点病院として指定し（R2.7.10）、R3年度から同病院に運営業務を委託

高知県アレルギー疾患医療拠点病院における業務内容

①診療：

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者 に対し、診断、治療、管理を行う。

②情報提供：

患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供を目的として、「こうちアレルギー疾患情報サイト」の更新を行いました。今回の更新では、以下の項目を新たに追加しました。

- ・対応可能な年齢・診療科の情報
- ・県内でエピペン対応が可能な病院の検索機能
- ・舌下免疫療法が可能な医療機関の検索機能
- ・高知県アレルギー疾患医療拠点病院（高知大学医学部附属病院）の明記
- ・食物経口不可試験の実施医療機関情報の掲載
- ・新規開設した医療機関情報の追加、閉院した医療機関情報の削除（資料P4 参照）

これにより、アレルギー疾患に関する必要な情報を、患者やその家族がより簡単に入手できる環境を整備しました。今後も、地域住民や患者支援のため、情報提供の質向上に努めてまいります。

1

Ⅰ. 高知県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備について（報告）

高知県アレルギー疾患医療拠点病院における業務内容

③人材育成：

医療従事者等を対象に、アレルギー疾患に関する研修会を開催する。

→R6年度：「高知県アレルギー疾患に関する医療従事者向け研修会」を2月13日に実施（詳細は、資料P6 参照）

患者指導が可能な医療従事者を育成することを目的として、1月19日に「アレルギー疾患の患者指導用ハンズオンセミナー」を開催します。本セミナーでは、以下のテーマに基づき実践的な指導を行う予定です。

- ・誤食時対応の説明とエピペン手技の実践
アレルギー反応が起きた際の初期対応とエピペン使用の具体的手順についての解説・実習
- ・アレルギー表示の正しい理解と栄養食事指導の実践
食品表示に関する正しい知識を深め、患者への効果的な栄養指導方法を学ぶ
- ・デバイスをを用いた正しい吸入方法の指導
吸入薬の効果を最大限に引き出すためのデバイス使用法の体験
- ・スキンケアの実践（泡立て方と軟膏塗布）
皮膚ケアにおける基本的な技術として、石けんの適切な泡立て方と軟膏の正しい塗布方法の指導
- ・これらの実践を通じて、参加者の知識とスキルの向上、患者指導の現場で役立つ内容を提供します。

Ⅰ. 高知県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備について（報告）

高知県アレルギー疾患医療拠点病院における業務内容

④研究：

アレルギー疾患に関する実情を把握するための調査・分析を行う。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

⑤助言、支援：（詳細は、資料P7参照）

12月21日（日）「災害時にアレルギー患者が困ること」をテーマに、防災士、一般市民、医療関係者を対象とした講演会を開催しました。本講演では、「アレルギー患者が被災すること」と題し、「個人として今から備えるべきこと」「行政や地域として今から備えるべきこと」について学ぶ機会を提供しました。

また、会場内にはアレルギー対応の非常食を展示するコーナーを設け、参加者に非常食の試食体験も行っていただきました。これにより、災害時における具体的な対応策や準備の重要性について、理解を深める機会となりました。

2月2日（日）市民公開講座「ぜんそくと上手に付き合うために」をテーマに、一般市民、医療関係者を対象とした講演会を開催予定。本講演では、適切な環境整備や正しい吸入薬の使用方法や、最新の治療法や日常生活で役立つアドバイス、またそれぞれの症状に合わせた管理方法を分かりやすくお伝えする。

⑥その他 高知県アレルギー疾患医療連絡協議会へ出席し、活動報告を行っている。

3

高知大学医学部附属病院アレルギー診療チームの紹介

附属病院では、乳児から高齢者までのアレルギー疾患に対し、診療科間の情報交換と連携を通じて、質の高い診療を提供し、患者の長期予後と生活の質を向上させることを目指し令和5年度にアレルギー診療チームを設置しました。

《チームのメンバー》

呼吸器・アレルギー医師

小児科 医師

皮膚科 医師

眼科 医師

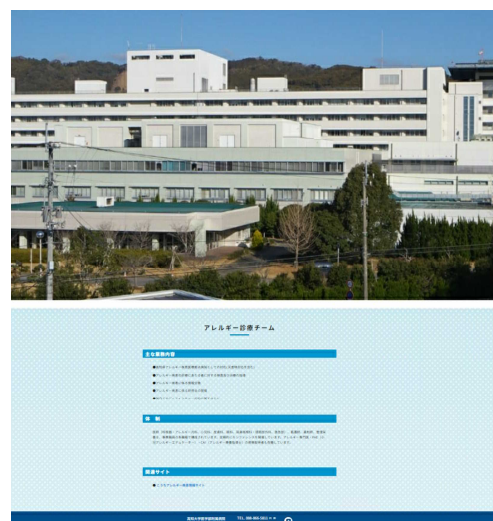
耳鼻咽喉科・頭頸部外科 医師

救急部医師

薬剤師

看護師

管理栄養士



チームでは、2ヶ月に1回、多職種が参加する合同カンファレンスを開催し、情報共有と認識の統一を図っています。

4

1. 高知県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備について（報告）

②情報提供 「こうちアレルギー疾患情報サイト」の更新

新規開設した医療機関情報の追加、閉院した医療機関情報の削除について

■こうちアレルギー疾患情報サイトの更新について（追加項目）

サイト掲載施設 （追加項目についての確認件数）	192件	
回答のあった施設	170件	
回答いただけなかった施設	9件	
閉院・休業・掲載の取下げ希望施設	13件	・ 用途の立たない休診中 ・ 閉院予定のため ・ 当初の掲載時に誰が承諾したか分からない。など
新規の情報追加施設	1件	

■サイト立ち上げ時以降に新規開設されている医療機関及び、閉院している可能性のある医療機関への確認（病院1箇所・診療所7箇所）計8箇所について

掲載への承諾有無について	承諾	2件
	承諾しません	1件
	回答いただけなかった施設	4件
	閉院	1件

5

2. 高知県アレルギー疾患医療拠点病院と、 高知大学医学部附属病院アレルギー診療チームにおけるR6年度の業務報告について（報告）

③人材育成 アレルギー疾患に関する研修会の開催

アレルギー疾患に対する医療の均てん化のため、医療従事者を対象とした研修会を実施

研修内容

令和6年度 医療従事者を対象としたアレルギー疾患に関する研修会

日 時：令和7年2月13日（木）18時30分から19時50分 予定

開催方法：対面・Web開催

対象者：医療従事者

内 容：

1. 1周回って知らない「地震×アレルギー」（高知大学医学部附属病院 災害・救急医療学 助教 竹内 慎哉）
2. 「災害に備えて、今できること」～災害時に困る食物アレルギー患者～（高知大学医学部附属病院 栄養管理部 管理栄養士 政岡 紗矢香）
3. 連携して臨もう！アレルギー診療最前線（島根大学医学部附属病院 皮膚科 千貫祐子先生）

主 催：高知県・高知大学医学部附属病院

* 本研修の動画や資料・研修内容にかかるQ&A等については、後日、こうちアレルギー疾患情報サイトに掲載予定です。



「アレルギー疾患の患者指導用 ハンズオンセミナー」

日 時：令和7年1月19日（日）14時00分から16時30分

開催方法：対面（定員50名）

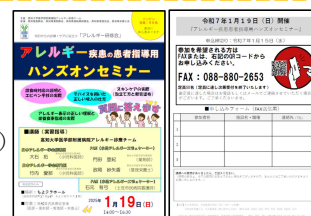
対象者：医療従事者

内 容：実習指導

高知大学医学部附属病院（小児科医師 大石拓・小児科医師 竹内愛那・薬剤師 門田亜紀・管理栄養士 政岡紗矢香）
土佐市民病院（看護師 石元 有弓）

- ・ 誤食時対応の説明とエピペン手技の実際
- ・ アレルギー表示の正しい理解と栄養食事指導の実際
- ・ デバイスを用いた正しい吸入の仕方
- ・ スキンケアの実際（泡立て方）

主 催：高知大学医学部附属病院アレルギー診療チーム



6

2. 高知県アレルギー疾患医療拠点病院と、 高知大学医学部附属病院アレルギー診療チームにおけるR6年度の業務報告について（報告）

⑤助言、支援 アレルギー疾患に関する研修会の開催

アレルギー疾患患者に対する、一般市民等を対象とした研修会を実施

研修内容

防災士講座・市民公開講座「災害時にアレルギーで困ること」

日 時：令和6年12月21日（土）13時30分から15時50分
開催方法：対面・Web開催
対 象 者：防災士・一般市民・医療従事者
内 容：1. 「高知県のアレルギー食災害用備蓄の現状」
（高知大学医学部災害・救急医学講座 竹内 慎哉）
2. 「アレルギー患者が被災すること」
（一般社団法人LFA Japan 代表理事 大森 真友子先生）
主 催：高知大学医学部附属病院アレルギー診療チーム



市民公開講座「ぜんそくと上手に付き合うために」

日 時：令和7年2月2日（日）13時30分から15時00分 予定
開催方法：対面
対 象 者：一般市民・医療従事者
司 会：高知大学医学部附属病院 内科(呼吸器) 大西 広志
内 容：1. 「小児気管支喘息の寛解・治癒を目標に心がけたいこと」
（高知大学医学部附属病院 小児科 大石 拓）
2. 「成人喘息について知っておきたい治療目標と最新の治療」
（高知大学医学部附属病院 内科(呼吸器) 高松 和史）
3. 「吸入薬の効果を最大限に引き出すために」
（高知大学医学部附属病院 内科(呼吸器) 佃 月恵）
主 催：高知大学医学部附属病院アレルギー診療チーム



議題3

その他